

令和8年度おかやま就職応援センターホームページに係るインターネット広告業務に関する参加表明及び技術提案を求める公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による技術提案を募集する。

令和8年3月25日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

(1) 業務名

令和8年度おかやま就職応援センターホームページに係るインターネット広告業務

(2) 業務内容

令和8年度おかやま就職応援センターホームページに係るインターネット広告業務委託仕様書のとおり

(3) 契約期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下、「入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類5企画・製作、小分類5広告・広報」であり、格付区分がAであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (4) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (5) 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- (6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 業務契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県産業労働部労働雇用政策課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

電話 (086) 226-7391

FAX (086) 226-7869

E-mail koyou@pref.okayama.lg.jp

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする。

5 技術提案参加手続等

この技術提案に参加を希望する者は、「技術提案参加資格確認申請書」（様式第1号）を次のとおり提出しなければならない。また、技術提案参加者は、契約担当者から提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(1) 技術提案説明書、仕様書等の配布期間及び場所

①配布期間

本告示の日から令和8年4月3日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

②配布場所

上記3の場所に同じ。また、岡山県労働雇用政策課のホームページからダウンロードすることができる。（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/47/>）

(2) 技術提案参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

①提出期間

本告示の日から令和8年4月3日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

②提出場所

上記3の場所に同じ

③提出方法

持参又は郵便等（書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものに限る。）ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

(3) 技術提案参加資格要件の審査

①審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対しては、「参加資格不適合通知書」（様式第2号）により結果を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

②技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和8年4月9日（木）までに、上記3の宛先にFAX又はE-mailにより、説明を求める書面を提出することができる。

(4) 仕様等に対する質問の受付

仕様等について疑義がある場合は、契約担当者に対して説明を求めることができる。

① 受付期間

本告示の日から令和8年4月3日（金）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

②方法

「仕様書に対する質問・回答書」（様式第3号）をFAX又はE-mailで上記3に送信すること。ただし、到着したことを電話で契約担当者に確認すること。

③回答

質問に対する回答は、FAX又はE-mailにて行う。また、必要に応じて岡山県産業労働部労働雇用政策課ホームページに掲載することがある。

④留意事項

技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 技術提案書の提出及び説明（プレゼンテーション）

（1）提案書等の提出

この技術提案に参加する者は、次の場所へ直接持参又は郵送等により提案書等を提出しなければならない。ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

①提出期限 令和8年4月14日（火）午後5時まで

②提出場所 上記3の場所と同じ

③提出書類

ア 提案書 様式第5号（1部）

イ 技術提案書（様式は定めないがA4縦（横書き）左綴りとする）5部

・技術提案全体の概要、趣旨、コンセプト等を記載すること。

ウ 評価基準項目の内容に係る提案書 5部

・業務の実施体制に関する資料（様式任意）として、本業務の制作責任者及び各業務の責任者、担当者を記載した体制図を作成すること。

・企業等の概要（様式任意）既存のパンフレット等でも可。

エ 当該事業類似事業に係る資料（過去5年の事業一覧）5部

・主な実績についてその内容や成果が分かる資料を添付すること。

オ 経費見積書（任意様式その内訳を記載）1部

・積算根拠が明確になるよう具体的に記載すること。

本業務にかかる交通費、食費、通信運搬費、事務経費その他必要と見込まれる経費は全て計上すること。

・会社名及び役職・代表者名を明記すること。

（2）技術提案書の説明（プレゼンテーション）

技術提案に参加する者は、次のとおりプレゼンテーションにより説明を行わなければならない。

①日時 令和8年4月20日（月）（予定）

②場所等の詳細は、技術提案参加者に別途連絡する。

7 契約書の作成要否 要

なお、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなす。

8 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

9 採用者の決定方法

委託事業の内容に係る技術提案書と経費見積書に基づき、別途設置する選定委員会で審査の上、総合的に判断して採用者を決定する。

<配点> 技術提案：経費見積書＝90：10

（1）最優秀提案者の選定方法

①選定委員会に先立ち、同事務局は経費見積書の価格に対する評価について事前評価する。

②委員は、技術提案書及び提案者によるプレゼンテーションをもとに提案内容に対する評価により、総合的に提案の評価（100点満点）を行い、事務局が集計する。

- ③集計結果をもとに全委員による協議を行って最優秀者を選定し、最優秀提案者以外の者についても順位付けを行う。なお、当該得点について、同点の提案者が複数となった場合は、委員の協議により順位を決定することとする。

10 委託候補者の選定及び契約の締結等

(1) 選定方法

複数の委員で構成する選定委員会において、別に定める審査基準に基づき、上記6で提出された書類及び説明の内容を審査し、委託候補者1者を選定する。

(2) 選定結果の通知

選定結果については、書面により通知する。

(3) 契約の締結

委託候補者の選定後、提出された提案を基本として当該事業者と岡山県との協議の上、詳細内容を決定し、契約書により契約を締結する。

(4) その他

契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令に定めるところによる。

11 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 技術提案に参加する資格のない者及び上記5の(2)の①に定める期間に所定の参加表明書を提出しなかった者が提案したとき
- (2) 技術提案書が、上記6の(1)の①の提出期限を越えて提出されたとき
- (3) 見積書が、本告示及び仕様書の条件を満たさないとき
- (4) 技術提案書に不足又は虚偽の内容があったとき
- (5) 提案者が、上記2に定める技術提案に参加できる者の資格を喪失したとき
- (6) その他、提案者に求められる義務を履行しなかったとき

12 その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには応じない。
- (2) 提出された提案書類等の修正は認めない。
- (3) 提出する提案書は、技術提案参加者ごとに1案のみとする。
- (4) 技術提案に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (5) 提出された書類は、委託候補者の選定を行うのに必要な範囲内において複写することがある。
- (6) 提出された書類は返却しない。
- (7) 審査経過については公表しない。
- (8) 本件手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (9) この技術提案に係る契約の契約金額に係る消費税額及び地方消費税の額が変更となる場合は、当該契約の変更を行うことがある。
- (10) 契約締結に係る経費は、全て受託者の負担とする。